

大分大学大学院経済学研究科大学院委員会規程

平成24年3月7日制定

(設置)

第1条 大分大学大学院経済学研究科に大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、研究科の運営に関する事項について、企画、連絡及び調整を行い、関係事務の円滑な遂行に資する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 研究科長
- (3) 委員 6人

2 委員長及び委員は、研究科の選考に基づき、研究科長が任命する。

(委員長)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、2年とする。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、原則として委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長は、やむを得ない事態が発生したときは、その措置を決定し、事後、委員会の承諾を求めるものとする。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、経済学部事務部学務係において処理する。

附 則（平成24年経済学研究科規程第3号）

この規程は、平成24年3月7日から施行する。